

## 近畿圏広域地方計画協議会規約

### (設置)

第1条 国土形成計画法（昭和25年法律第205号）（以下「法」という。）第10条第1項及び第2項の規定に基づき、別紙1に掲げる機関により、近畿圏広域地方計画協議会（以下「協議会」という。）を組織する。

### (目的)

第2条 協議会は、法第9条に規定する近畿圏の広域地方計画の策定及びその実施に関し必要な事項を協議することを目的とする。

### (会議の構成)

第3条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、別紙2に掲げる委員をもって構成する。

### (会長)

第4条 会議に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議の招集)

第5条 会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要に応じ委員以外の者を会議に参加させることができる。

3 委員は、必要があると認めるときは、会長に対して会議の招集を求めることができる。

4 委員は、あらかじめ指名した者を代理人として会議に出席させることができる。この場合において、代理人が会議に出席したときは、当該委員は、会議に出席したものとみなす。

### (議事)

第6条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

### (書面による議事)

第7条 会長は、やむを得ない理由により会議を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴することができる。

### (議事の公開)

第8条 会議、会議に提出された資料及び議事要旨は、公開するものとする。ただし、会長が公開することが適切でないとする場合は、会議、会議に提出された資料又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

(学識経験を有する者からの意見聴取)

第9条 協議会は、法第10条第5項の規定に基づき、学識経験を有する者の意見を聴くものとする。

(幹事会)

第10条 協議会の円滑な運営を補助するため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別紙3に掲げる幹事をもって構成する。

3 幹事会に幹事長を置き、幹事のうちから会長が指名する。

4 幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が幹事会に諮って定める。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、国土交通省近畿地方整備局近畿圏広域地方計画推進室が処理する。

(雑則)

第12条 この規約の改正は、会長が協議会に諮って行う。

2 法令及びこの規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成20年8月13日から施行する。

平成21年6月10日に一部改正する。

令和4年6月15日に一部改正する。

令和5年5月22日に一部改正する。

別紙 1

近畿管区警察局  
総務省近畿総合通信局  
財務省近畿財務局  
厚生労働省近畿厚生局  
農林水産省近畿農政局  
林野庁近畿中国森林管理局  
経済産業省近畿経済産業局  
経済産業省中国経済産業局  
国土交通省近畿地方整備局  
国土交通省中部地方整備局  
国土交通省中国地方整備局  
国土交通省近畿運輸局  
国土交通省神戸運輸監理部  
国土交通省大阪航空局  
気象庁大阪管区气象台  
海上保安庁第五管区海上保安本部  
海上保安庁第八管区海上保安本部  
環境省近畿地方環境事務所  
福井県  
岐阜県  
三重県  
滋賀県  
京都府  
大阪府  
兵庫県  
奈良県  
和歌山県  
鳥取県  
岡山県  
徳島県  
京都市  
大阪市  
堺市  
神戸市  
近畿市長会  
近畿府県町村会  
（公社）関西経済連合会  
大阪商工会議所  
（一社）関西経済同友会  
京都商工会議所  
堺商工会議所  
神戸商工会議所  
関西広域連合

別紙 2

近畿管区警察局長  
総務省近畿総合通信局長  
財務省近畿財務局長  
厚生労働省近畿厚生局長  
農林水産省近畿農政局長  
林野庁近畿中国森林管理局長  
経済産業省近畿経済産業局長  
経済産業省中国経済産業局長  
国土交通省近畿地方整備局長  
国土交通省中部地方整備局長  
国土交通省中国地方整備局長  
国土交通省近畿運輸局長  
国土交通省神戸運輸監理部長  
国土交通省大阪航空局長  
気象庁大阪管区気象台長  
海上保安庁第五管区海上保安本部長  
海上保安庁第八管区海上保安本部長  
環境省近畿地方環境事務所長  
福井県知事  
岐阜県知事  
三重県知事  
滋賀県知事  
京都府知事  
大阪府知事  
兵庫県知事  
奈良県知事  
和歌山県知事  
鳥取県知事  
岡山県知事  
徳島県知事  
京都市長  
大阪市長  
堺市長  
神戸市長  
近畿市長会会長  
近畿府県町村会会長  
（公社）関西経済連合会会長  
大阪商工会議所会頭  
（一社）関西経済同友会代表幹事  
京都商工会議所会頭  
堺商工会議所会頭  
神戸商工会議所会頭  
関西広域連合長

別紙 3

近畿管区警察局総務監察部長  
総務省近畿総合通信局総務部長  
財務省近畿財務局総務部長  
厚生労働省近畿厚生局次長  
農林水産省近畿農政局企画調整室長  
林野庁近畿中国森林管理局総務企画部長  
経済産業省近畿経済産業局地域経済部長  
国土交通省近畿地方整備局企画部長  
国土交通省近畿地方整備局建政部長  
国土交通省近畿地方整備局河川部長  
国土交通省近畿地方整備局道路部長  
国土交通省近畿地方整備局港湾空港部長  
国土交通省近畿運輸局交通政策部長  
国土交通省近畿運輸局観光部長  
国土交通省神戸運輸監理部総務企画部次長  
国土交通省大阪航空局空港部長  
気象庁大阪管区气象台気象防災部長  
海上保安庁第五管区海上保安本部総務部長  
海上保安庁第八管区海上保安本部総務部長  
環境省近畿地方環境事務所総務課長  
福井県未来創造部長  
岐阜県清流の国推進部長  
三重県政策企画部長  
滋賀県総合企画部長  
京都府総合政策環境部長  
大阪府政策企画部長  
兵庫県企画部長  
奈良県知事公室長  
和歌山県企画部長  
鳥取県令和新時代創造本部長  
岡山県総合政策局長  
徳島県政策創造部長  
京都市都市経営戦略監  
大阪市計画調整局長  
堺市市長公室長  
神戸市都市局長  
近畿市長会事務局長  
近畿府県町村会事務局長  
（公社）関西経済連合会専務理事  
大阪商工会議所専務理事  
（一社）関西経済同友会常任幹事・事務局長  
京都商工会議所専務理事  
堺商工会議所専務理事  
神戸商工会議所専務理事  
関西広域連合本部事務局長